

亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市規則第 3 2 号

亀岡市循環型社会推進条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市循環型社会推進条例施行規則（平成 1 3 年亀岡市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 を削る。

第 9 条の見出し中「徴収方法」を「徴収方法等」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「手数料」の次に「（指定ごみ袋に係る手数料を除く。）」を加え、同項第 3 号中「粗大ごみ 粗大ごみの手数料の額は、別表に定めるとおりとし、」を「粗大ごみ（市が収集運搬するものに限る。）」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項第 3 号に規定する粗大ごみの手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

品目		手数料
ソファ（ソファベッドを含む。）	1人掛け	1,000円
	2人掛け以上	1,800円
ベッド（スプリングマット、マットレスは別料金）	ベビー	600円
	シングル	1,000円
	セミダブル	1,400円
	ダブル以上	1,800円
自転車	24型未満	1,000円
	24型以上	1,400円
その他	最も長い一辺又は径が1メートル未満	600円
	最も長い一辺又は径が1メートル以上1.5メートル未満	1,000円
	最も長い一辺又は径が1.5メートル以上2メートル未満	1,400円
	最も長い一辺又は径が2メートル以上	1,800円

備考

- 1つ当たりの金額（棒状のものにあつては、10点までをひもで束ねた場合は、1つとみなす。）。ただし、大きさや重さによっては回収できないものもある。
- 2 指定ごみ袋に入る大きさに破碎・切断されたものは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。